正

誤

查委員

第二千九百四十三号

平成二十年 六月九日 (月曜日

保安林の指定予定...... 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 公 告 **林** 文県 化生 政

告

示

目

次

同法第十条第二項の規定による公告..... 出 先機関

土地改良区の役員の退任......

道路の位置の指定..... 土地改良事業の工事の完了...... 土地改良区の定款変更の認可...... 土地改良区の役員の就任及び退任...... 県三 同同民地 : : : \equiv \equiv

県上

監査結果に対する措置の公表...... 事 務

:

≕.

局

平成二十年三月二十八日定例告示中...... (河川砂防課)

:

Ħ.

示

青森県告示第四百八十二号

ので、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。 農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があった

平成二十年六月九日

二 保安林指定の目的 限る。)

保安林予定森林の所在場所

上北郡七戸町字唐松九 の一から三まで (以上三筆について次の図に示す部分に

青森県知事

Ξ

村

申

吾

水源のかん養

Ξ 指定施業要件

○ 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

公

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十年六月九日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

平成二十年五月二十六日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森保険問題対策ネットワーク

木村 代表者の氏名 公治

Ξ

主たる事務所の所在地

兀

青森市大字石江字三好一五七の二

五 定款に記載された目的

ことを目的とする。 者が十分に権利を保護される社会環境の実現を目指し、消費生活の向上に寄与する を受け付け、これに対する助言並びに解決策の提示に関する事業を行い、保険契約 この法人は、青森市及び周辺町村の住民に対して、保険契約上の相談、クレーム

出 先 機

闃

青

土地改良区の役員の退任

戸土地改良区から、 により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、三 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内

芳 男

理	区役 員 別の
事	別の
坂本	氏
良一	名
三戸郡三戸町大字斗	住
,町大字斗内字上別当沢九	所
平成二0・ 幸・七	退任の年月日

土地改良区の役員の就任及び退任

項の規定により公告する。 守土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、島

平成二十年六月九日

三八地域県民局長
堀
内
芳
男

"	"	"	理	"	"	監	"	"	//	"	"	//	"	"	"	"	"	理	区役
			事			事												事	区役員別の
太田	上沢	高山	大和山	平 脇	松倉	狱 舘	門口	小山	金澤	小 坂	大坪	坂 本	加賀	坂 下	前田	町	松石	大和山	氏
松 孝	邦 男	利 男	進	春 雄	賢六	博史	源蔵	綱弘	春 政	秀一	栄一	明	文雄	孝志	幸 男	義雄	芳 松	進	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	— <i>"</i>	"	"	"	"	_ "	"	"	八戸	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	市南郷	住
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	区大字島	
字小平六の一	字五輪六の四	字高山二九	字下江花沢二三	字上江花沢一七	字長ツム子三	字犾舘二	字上巻八の五	字砂籠三三	字馬ノ墓一	字上江花沢九の	字門前二二の一	字白山五	字門前二 の一	字馳下り九	字上旦平一二の	字舘下前五	字春日四八の二	八戸市南郷区大字島守字下江花沢二三	所
"	"	"	二0• 四 三退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三0· 罕一二就任 平成	の 年 月 日就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 監 // 11 土地改良区の定款変更の認可 事 住沢 坂本 金澤 前田 加賀 四戸岸 山口 坂下 林 喜一郎 歳男 孝志 秀男 敏明 芳男 春政 幸男 和雄 昭則 11 字舘一二の二 字石橋一二の一 字上旦平一二の 字上江花沢一の 字上荒谷一二の 字馳下り九 字砂籠一三 字前田一一九 字馬ノ墓 字石橋一二の一 字門前二 の 一 11 11 " "

平原土地改良区の定款の変更を平成二十年五月一日認可したので、同条第三項の規定 により公告する。 八戸

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳

男

土地改良事業の工事の完了

和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。 清水頭地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法 (昭

平成二十年六月九日

三八地域県民局長 堀 内 芳

県営土地改良事業の名称

(

ほ場整備事業 (担い手育成型) (緊急農地集積は場整備事業)

二 工事完了年月日

平成十九年十一月十二日

上北地域県民局告示第二号

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則 (昭和三十六年二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、 上北地域県民局地域整備部 月青森県規則第二十号) 第十七条の規定により公示する。

平成二十年六月九日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

平 二0.成 率 三	六・〇〇メートル	六·00	三六メー	トール五八・	二三三二 及七一丁 び一の目 三一一三	の三五の 三一七〇 三一七〇 二三五六 一三三六 七七一の 一一の 一一の 一一の
指定年月日	員	幅	長	延	置	位

寍 査 委

監査結果に対する措置の公表

た旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。 (昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じ 平成20年2月15日付け青監査第92号で報告した監査の結果について、地方自治法

平成20年6月9日

男

青森県監査委員 苯 竔 毗

ıК K 艦 4

回

-	_	_
-		
3	_	۰
	`	

П	ı
3	
Š	
Ł	H

뿂
账
糕

뻬

月曜日
成20年6月9日
計

 同
 阿 部 広 悦

 同
 森 内 之保留

監査箇所名	監査結果	措置の内容
財団法人青森学術文化振興財団	事業費支出におい て助成金の金額の確 定を行っていない。	今後、助成金額の確定事務等 を規定した財団の処務規程等に ついて、職員への周知徹底を図 り、適正な事務処理を行うこと とした。
あおもり県民政策ネットワーク	平成18年度あおもり県民政策研究助成規程の一部が不備なため、旅費の精算額を確認できないものがある。	当該団体に対して関係規程等 の遵守とともに内部審査体制を 強化し、適正な事務処理に努め ることなどを指導した。 当該団体では、ついて、旅収 関する研究助成について、領収 関する研究部できるとともる の整備を指導するしをする規程の見直しをする 連する規程の見ないよう適正など かかる事項のなど改善を図るこ ととした。
障害福祉課	指定管理者が提出 した年度事業計画書 について、変更の指 示を適切に行ってい ないものがある。	今後は、年度事業計画の実施 状況を随時確認し、必要がある と認めるときは、指定管理者に 対して事業計画書の変更を指示 する等、指定管理者への適切な 指導に努めることとした。
社会福祉法人和森会	事務費本人徴収額 が誤っていたことか ら、補助金交付額が 過大となっている。	挙証資料を添付の上、「事務 費補助事業完了報告書」を県に 再提出し、県からの「補助金交 付決定一部取消し」通知に基づ き平成19年12月28日に返還した。
社会福祉法人つくし会	賃借料において、 二重払いしているも のを費用として計上 していることから、 補助金交付額が過大 となっている。	事務費実支出額を訂正の上、「事務費補助事業完了報告書」を県に再提出し、県からの「補助金交付決定一部取消し」通知に基づき平成19年12月19日に返還した。

財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会	公の施設の利用に つき条例に定めのな い使用料を徴収して いるものがある。	徴収した使用料は、利用者に 返還することとした。
社団法人青森県視力障 害者福祉連合会	物品購入において 備品購入費として執 行すべきものを需用 費で執行しているも のがある。	今後は適正な執行に努めるとともに、審査体制を強化することとした。
	期末手当及び勤勉 手当において、給与 規程どおりに支給さ れていないものがあ る。	今後、給与規程を遵守し適正 な支給手続を行うこととした。
社団法人青い森農林振 興公社	農村会計の未収金 の解消に努めること。	未納者等から確実に回収する ため、個人毎に分割返済計画を 作成し、定期的に訪問するほか、 悪質な者へは、差押えなど法的 措置を実行することとした。
	受託事業費において、精算に伴う返還額を収入戻出とすべきところを、誤って支出として経理処理している。	平成19年度の決算では、受託事業費の精算に伴う返還金は、収入戻出として適正に処理することとした。
	受取負担金におい て、未収金計上せず 年度区分を誤ってい るものがある。	平成19年度の決算では、年度 末における受取負担金の未収金 は、未収金計上し適正に処理す ることとした。
	診療費において、 未収金計上せず年度 区分を誤っているも のがある。	平成19年度の決算では、年度 末における診療費の未収金は、 未収金計上し適正に処理するこ ととした。
青森県道路公社	固定資産において、 計上額が誤っている ものがある。	減価償却に当たり残存価格を 5パーセントで行うところを10 パーセントで行ったもの及び耐 用年数に誤りがあるものについ ては、平成19年度決算において 償却不足額を前期損益の修正と

第二九一三号

告

示

昭和六十三年三月二十六日青森県告示第百八十九号 | 昭和五十一年三月十八日青森県告示第百八十四号

正

河

Ш 砂

防

課

発行年月日

X

分

///	//	
	番	計上を減上しる
第二四五号		流動資産として、 計上すべきものを計 ヒしていないものが ある。
萼	号	7.50 7.60 7.60
=	ページ	てをの、計が
下	段	値だって でして でして でした でした でした でした でした でした でした でした でした でした
ら後 ろ 八か	行	経の (野道 (野道 (野道 の の が の の が の の が の の が の の が の の の の
昭和六十三年三月二十六日青森県告示第百八十九号	誤	流動資産 (貯蔵品) として計 上すべきであった凍結防止剤に フいて、平成19年11月から資産 計上し、月末において棚卸しを 実施している。
昭和五-		

正

して計上することとした。

誤

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)